

9月
定例会



VOI.26

いかた 議会だより

平成23年(2011年)11月18日

発行 伊方町議会

編集 議会だより編集委員会

電話 ㊟-0211(内線410)
㊟-2662(直通)

芸術の秋 町内各地で文化祭が開催されました!!



伊方



町見



瀬戸



三崎

今回の主な内容

9月定例会の動き・主な決定事項	2P~3P
平成22年度決算	3P
一般質問	4P~6P
第2回議員研修会	7P
委員会報告・議会日誌	8P



9月定例会の動き

第26回定例会は、9月22日～28日開催

報告2件、条例3件、決算14件、予算8件、
財産取得1件、その他3件、発議3件
(すべて原案可決・認定しました)

主な決定事項

報告

平成22年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告

平成22年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会事務の管理及び執行状況について評価を実施したので提出

条例

伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について

スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が制定されたことに伴う改正
体育指導委員
スポーツ推進委員

伊方町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について

奨学資金の貸付に必要な資金を確保するため基金の額を増額
4億7,700万円
↓4億8,700万円

伊方町製氷施設条例の一部を改正する条例制定について

水産業の再生と地域の活性化を図るため、瀬戸製氷施設を追加設置

補正予算

平成23年度伊方町一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ3億7,283万4千円を追加し、予算の総額を101億5,222万8千円とする。

平成23年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(事業勘定)
歳入歳出それぞれ828万6千円を追加し、予算の総額を

一般会計補正予算の主な内容 (単位:千円)

事業内容	予算額
危険廃屋解体撤去補助金	2,916
防犯灯設置等補助金	2,270
地域密着型介護保険施設敷地造成工事	70,000
中山間直接支払交付金事業	90,491
道路維持費	34,043
緊急避難路整備事業	30,000
消防ポンプ格納庫新築調査設計委託	6,678

17億2,868万8千円とする。

平成23年度伊方町学校給食特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ16万1千円を追加し、予算の総額を4,203万8千円とする。

平成23年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ90万5千円を追加し、予算の総額を1,320万8千円とする。

平成23年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ

5万7千円を追加し、予算の総額を1億5,876万5千円とする。

平成23年度伊方町介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ3,160万8千円を追加し、予算の総額を11億228万9千円とする。

平成23年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ238万2千円を追加し、予算の総額を4,659万1千円とする。

平成23年度伊方町水道事業会計補正予算(第1号)

水道事業費用を945万円追加し、費用の総額を3億9万5千円とする。

財産取得

町バス車両の取得について取得価格

2,992万5千円
伊方自動車整備工場

その他

伊方町新設計画の変更に

公共施設の総合的、かつ計画的な整備の促進と財政上効率的な事業実施を図る。

新たに生じた土地の確認について

伊方町井野浦1番及び19番の地先
公有水面埋立地
面積 669.69㎡

字の区域の変更について

伊方町井野浦1番及び19番の地先
公有水面埋立地
面積 669.69㎡

発議

東南海・南海地震を想定した震災対策関係施策の充実強化を求める意見書の提出について

原案どおり可決

真の地域活性化に資する高速道路料金制度の確立を求める意見書の提出について

原案どおり可決

森林整備加速化・林業再生事業の拡充延長を求める意見書の提出について

原案どおり可決

◆◆◆◆ 平成22年度決算 ◆◆◆◆

監査委員による平成22年度の一般会計及び特別会計決算審査が、7月28日～8月8日にかけて実施され、更に、第26回定例会会期中の9月26日に全員協議会で審議し、9月28日の本会議において認定されました。

(単位：円)

会計別	予算現額	決算額		歳入歳出 差引額
	調定額	歳入	歳出	
一般会計	11,805,515,000 11,745,205,997	11,618,542,557	11,375,358,103	243,184,454
学校給食特別会計	42,119,000 43,119,861	41,903,823	41,743,151	160,672
住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,637,000 1,651,969	1,651,969	1,636,052	15,917
国民健康保険特別会計 (事業勘定)	1,862,735,000 1,892,252,217	1,817,910,749	1,812,533,407	5,377,342
国民健康保険特別会計 (直営診療施設勘定)	688,014,000 666,103,567	666,103,567	652,947,923	13,155,644
老人保健特別会計	1,027,000 1,025,261	1,025,261	1,025,261	0
後期高齢者医療保険特別会計	148,308,000 148,322,168	148,248,976	148,120,615	128,361
港湾整備事業特別会計	34,699,000 34,905,843	34,905,843	30,035,272	4,870,571
公共下水道事業特別会計	679,026,000 678,753,606	678,713,816	678,691,536	22,280
小規模下水道事業特別会計	283,549,000 283,352,141	283,352,141	283,352,141	0
特定地域生活排水処理事業特別会計	29,989,000 29,699,621	29,699,621	29,679,821	19,800
介護保険特別会計	1,115,495,000 1,098,254,083	1,093,059,183	1,082,814,862	10,244,321
介護サービス特別会計	15,508,000 15,009,892	15,009,892	15,009,892	0
風力発電事業特別会計	48,816,000 47,415,960	47,415,960	45,033,072	2,382,888

一般質問

通告概要

篠川 長治 議員

○緊急事態応急対策拠点施設「オフサイトセンター」及び庁舎の非常用電源について

○旧伊方町集会所等について

梶田 和美 議員

○防災対策について



篠川 長治 議員

緊急事態応急対策拠点施設「オフサイトセンター」及び庁舎の非常用電源について

問 庁舎内の愛媛県オフサイトセンターには、国の原子力防

災専門官が常駐するとともに、原子力災害時には、国・自治体・原子力事業者などで組織する原子力災害合同対策協議会及び業務ごとに機能班が設置され、情報を共有しながら連携して迅速かつ的確な応急対策が行われる事になっている。津波で庁舎が被災し、1階に設置の分電盤に浸水した場合、配線等によっては非常用発電機が投入できない事態が考えられる。この場合、庁舎全体が「アウト」となり、緊急事態応急対策拠点施設「オフサイトセンター」及び庁舎機能が麻痺する等が危惧される。そこで、

(1) オフサイトセンターの非常用バッテリーの容量について

(2) 分電盤が津波で浸水被害を受けた場合でも非常用発電機の投入に支障はないか。もし支障があるようなら被災しても支障を来さない対策が急務であると考えます。このことについて、答弁を求めます。

答 震災以降これまで想定していた津波への対応をどのようにに設定し、避難場所の確保や必要な対策をどのように講じていくべきか、全国の自治体においてはこの点に苦慮している状況です。その為各地区の一次避難場所の検証とそこに至るための避難路の整備が急務であるとの認識から、各地区区長さんや自主防災会にご協力をいただき、取り組みを進めてまいりました。また、災害時の行政対応の拠点としましては、災害対策本部の設置など、役場庁舎がその中心としての役割を担うことになりまます。その為には災害発生時における安全確保や電源機能の確保が不可欠となっております。本庁舎は愛媛県オフサイトセンターとの複合施設でございますので、愛媛県との連携も図りながら、機能確保のため、必要な対策

を進めてまいりたいと考えているところです。

(1) 庁舎最上階の塔屋部分に設置されており、100KV Aです。

(2) 庁舎の電源設備は、東側の通用口横の電柱から4階と5階の電気室へと引き込み、そこから各階に配電するしくみになっていきます。なお、1階には主に1階部分の配電装置並びに建物監視用機器等を設置しているものの、非常用発電機につきましても庁舎最上階の塔屋部分に設置していますので、直接的な繋がりはなく、起動には支障がないため追加の対策も必要ないと思っております。(町長)

旧伊方町集会所等について

を進めてまいりたいと考えているところです。

(1) 庁舎最上階の塔屋部分に設置されており、100KV Aです。

(2) 庁舎の電源設備は、東側の通用口横の電柱から4階と5階の電気室へと引き込み、そこから各階に配電するしくみになっていきます。なお、1階には主に1階部分の配電装置並びに建物監視用機器等を設置しているものの、非常用発電機につきましても庁舎最上階の塔屋部分に設置していますので、直接的な繋がりはなく、起動には支障がないため追加の対策も必要ないと思っております。(町長)

問 (1) 伊方町集会所条例は第1条で「町民の生活文化の振興と社会福祉の増進を図り、もって町民に健全で明るい生活を営ませる事を目的として、伊方町集会所を設置する。」。また、伊方町集会所条例施行規則第5で「集会所の修繕に要する費用(1件5万円未満のものを除く)は町の実施とする。」

となつています。よって当該条例に則した設置基準や改築の費用等の基準は必要であると思えます。この事について、答弁を求めます。

(2) 各集会所の建設にあたっては、国や県の補助金の有無や地元の用地提供、更には建設費用に対する地元負担の問題等、地区それぞれ建築に伴う負担等は様々であるが、完成した集会所の建物はすべて町が所有する財産として取り扱われていることとあります。このこと法その他の根拠について答弁を求めます。

(3) 湊浦ふれあいセンター以外の集会所は全て公設であるとのことですが、旧伊方町の大浜、中之浜、仁田之浜、河内、小中浦、中浦、川永田「ミニコミュニティセンター」の各集会所の地元住民の平均寄附金率を見ますと約50%で、残りは補助金等の税で賄われています。これらの施設が公設である法的根拠等について答弁を求めます。

(4) 寄附採納を受けた財産、集会所の処分若しくは権利の設定を行う場合は、地区総会の決定又は合意を得なければなりません。また、当該財産を処分

したときの対価及びその財産から生じた天然果実若しくは法定果実は地区に帰属するといった内容が過去の寄附採納の条件との事でありませす。そこで次について答弁を求めませす。

①当該条件で寄附採納した集会所が町の財産である根拠について

②当該寄附採納している集会所名について



【答】伊方町集会所条例第2条別表第1に掲載している47の集会所は国・県の補助金の有無、地元からの用地提供、更には金品の有無など、施設の

建設経費等については、それぞれに違いがございます。いずれも町が事業主体として、

建築工事を発注し、完成後は町の公共施設として条例に定めた集会所です。一方、湊浦ふれあいセンターについては、

湊浦一地区が事業主体となり、地区が施設の建築工事を発注し、完成後は地縁団体の登録を受けて湊浦一地区の財産として、不動産登記をしている

地区所有の施設です。以上の観点から町内の集会所と湊浦ふれあいセンターとは、その所有権に根本的な違いがございます。

(1)伊方町集会所条例で集会所の管理・運営等の基本的な事項を定め、施行規則で使用者の義務や管理基準の必要事項を定めています。一方、設置基準については、これまで

は県の補助事業であった地域環境整備補助金交付要綱を準用してきましたが、平成20年度に要綱が廃止されています

ので、現在の町独自の設置基準や改築の基準等について、検討をしているところです。

(2)建物建築を業者に発注し、その工事請負代金を業者に支払いしたものは、完成した建

物が自分の財産であると、その所有権を主張することは、当たり前のことです。

(3)地方自治法第244条第1項において、普通地方公共団体は、公の施設を設けることになっていきます。また同法

第244条の2で普通地方公共団体は、公の施設及びその管理に関する事項を条例により定めなければならないとき

についても集会所の設置については、伊方町集会所条例で定められており、公の施設として位置づけているものです。

(4)条件が付されて寄附されたものは、過去に集会所用地としての土地の寄附が4件で、建物の寄附はございません。

そのうち、1件については湊浦集会所の用地でしたが、湊浦ふれあいセンター建設に伴い、その土地はすでに湊浦地区へ返還をしております。従って

現在条件付きの用地は小中浦集会所、伊方越集会所、畑コミュニティセンターの3箇所です。なお、その3箇所の

集会所が町の財産であることの法的根拠については、寄附採納の際、地方自治法第96

条第1項第9号の規定に基づ

き、負担金付きの寄附に対する町議会の議決を得た上で、寄附を受け入れ、合わせて当該土地の所有権移転登記により、伊方町を所有者とする不動産登記を済ませています。従って、伊方町以外の何人もその所有権を主張することはありませせん。(町長)

梶田和美議員



防災対策について

【問】現在、愛媛県及び各自治体では先の大震災を踏まえ、地域防災計画の見直し等が進められております。そこでこの度、我が町の地域の防災課題や求められる防災対策を現場視点から提言すべく、共助の要である自主防災組織の会長さんを対象に、伊方町の自主防災組織

の現状及び課題の特定を調査目的とし、7月1日から7月31日までを調査期間として、愛媛県下を公明党議員が一斉に防災アンケート調査を実施しました。私は伊方町55箇所の自主防災連絡協議会、区長さん兼任の会長さんのうち、伊方地域・瀬戸地域・三崎地域を瀬戸内海側、宇和海側と均等に30箇所の会長さんに手渡しでのアンケートのお願いに回りました。郵送回答率は76・7%の返送をいただきました。

(1)「伊方原発の事故の可能性についてどのくらい不安を感じますか」

「すごく不安」+「やや不安」と感じている人が85%もいたことは、注目に値するものと考えます。福島原発事故以来、原発の信頼性が揺らいている証左でもあると考えます。伊方原発の安全・安心の方策が重要で、かつ町民の不安を払拭させるためには、すべてにわたって町民への情報公開が必要と考えます。あつてはならない大災害で伊方原発が万一の時、20km・30km圏内の避難となると原発から西の端は行き止まり、逃げ道・抜け道がないのが大きい課題と考えます。その

点、町としてはどのようなお考えでしょうか。

(2)「避難訓練は年間どのくらい実施していますか」
年一回 60%

実施していない地区 40%

今後の積極的な取り組みが必要ですが、地区住民を巻き込んだ活動なのでそこに難しさもあるものと思います。地区の役員さんの意気込みもあるでしょうが、一番に地域・地区・住民の意識啓発が必要だと考えますが、その意識啓発についてよいお考えはないか。

(3)「自治体からの防災用資機材の支給は十分だと思いますか」

「不十分」+「やや不十分」

66%

防災用資機材の支給が足りていないことが明らかになりましたが、防災用資機材が足りなくて、災害時にどのような活動をしていくのか不安もあります。そのような資機材を支給されているのか。

(4)「自主防災組織の運営において行政に対して望むことは何ですか」に対しては「どのようなコメントが返ってきていますか」

①相談窓口を設け、小さな意見

でも吸い取れる態勢を作る。

②災害が発生してからは組織そのものも正常な活動が困難になる。防災という意味から、日常の地域における河川等の整備が大事ではないかと思われ、行政の側から積極的に危険箇所の点検をしていただきたいとのコメントです。これらについてご所見をお聞きたいと思います。

〔答〕

(1)全国の原子力発電所においては国の指示等に基づき、緊急安全対策が講じられています。万が一の災害から町民の生命・財産を守ることは行政の最大の責務であり、ますので、災害時にも混乱なく適切な避難行動が出来るような日頃からの備えが必要であると考えています。現在、愛媛県では東日本大震災を受け、地震・津波対策や原子力災害に速やかに対応をする為、国の対応を待たずに緊急防災対策の実施や県内の関係自治体、関係機関等と協議を充足させ、課題や問題点の洗い出しにより、防災計画を見直しすべき事項の検討をしており、合わせて広域避難の検討を行うことになっています。具体的には、愛媛県の9月補正予

算において、海上からの避難拠点を想定して、三崎港の耐震化対策や液化化対策の実施するための予算が計上されています。そのため、町としても防災指針の見直しに合わせ、三崎港からの避難を想定した計画について検討の必要があると考えています。

避難場所などについて再検討を行った上で町内全体への周知を行ってまいりたいと考えています。

(2)避難訓練については自主防災会が主体となり、年一回以上の避難訓練もしくは自主的訓練を実施していただくことをお願いするとともに毎年9月の防災の日を基本として、町内一斉の地震・津波を想定した避難訓練を実施しています。今年9月4日に実施し、町内の38地区3,073名の町民にご参加を頂きました。昨

年の実績と比較しますと、9地区537名21.2%の増加でした。町民への意識啓発についてはリーダーの育成や自主防災会組織連絡協議会での研修及び広報等による情報提供を行いながら継続して啓発活動を進めてまいりたいと考えています。現在、見直しを進めています。津波マップについても国の防災指針等の改正で津波の高さやその影響範囲などが確認されれば、一次

避難場所などについて再検討を行った上で町内全体への周知を行ってまいりたいと考えています。

(3)伊方町では平成19年度に自主防災会の結成に合わせて、防災資機材をすべての組織に配備しています。その内容については、ヘルメット・担架・ツルハシ・スコップ・小連・

購入できる補助制度も設けていますので、その制度の活用を頂き自主防災会の活動充実に努めていただくよう、研修会等の席でお願いをしています。

(4)①現在自主防災会からの相談については、その都度担当課で受付をしています。また、それぞれの組織の活動については、自主防災組織という性質上、それぞれの組織内の活動機能を向上させることを目的に一人でも多くの防災士を養成することとし、地域防災の中心となる担い手の確保に努めてまいりたいと考えています。

②毎年土砂災害防止月間において、愛媛県と伊方町が中心となり、警察及び消防の各機関の協力を頂きながら、合同パトロールを行っており、本年度も6月3日に実施したところ。また本年度は保育所・小学校及び診療所等の災害時の要援護者関連施設を対象として、緊急点検パトロールも実施しております。今後も点検パトロールはもとより危険箇所については、町民に周知を行い防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えています。

(町長)



議員研修 レポート

11月10日(木)、「第52回四国地区町村議会議長会研修会並びに第2回町議会議員研修会」が徳島県の鳴門市文化会館で開催され、当町議会からも議員16名、事務局2名が参加しました。

研修会では、「これからの防災・危機管理～自然災害に町村はどう対応すべきか～」と題し、防災・危機管理アドバイザーで防災システム研究所所長山村武彦先生の講演、更に「天災と人災」と題し、作家瀬戸内寂聴先生の講演が行われました。

吉川保吉議員



『第52回四国地区町村議会議長会研修会に参加して』

今回の研修会は3月11日に発生しました東日本大震災を受け「防災・危機管理」をテ

ーマとして、お二人の先生方の有意義なお話を聞くことが出来、大変勉強になる研修になりました。

特に講演の中で若手県金石市にある東中学校と鶴住居小学校は日ごろから合同訓練を実施していて、避難訓練をする時は必ず走って、繰り返し繰り返し返して来たことにより、生徒は全員無事だったそうです。いかに日頃からの実践的で真剣な訓練が大切であると痛感いたしました。また東北地方には古くから「津波でんでこ」という言葉があり、これは津波が来たときに親が子どもを捜していたら逃げ遅れるので、子孫を絶やさないためにとにかく少しでも早く、てんでばらばらに逃げろという意味だそうです。まさに真にせまる先人の教えであろうと思います。

また今回の様な歴史的な大災害、破壊の中にあっても諸外国で見られる暴動や略奪はなく、食料や水を求める人々の長い列は整然と秩序が保たれ、日本の被災者の忍耐強さと秩序ある行動に、諸外国からは賞賛の言葉が多く上がりました。改めて日本人が持つ忍耐、奉仕など伝統的な倫理観が脈々と息づいている証であり、私もその一人であることを誇りに思います。

また今回のこの大震災がきっかけにプレートの変動が連動



卒寿を迎えられた作家
瀬戸内寂聴さん



防災システム研究所所長
山村武彦先生

し、近く発生するであろうと言われている南海・東南海地震の発生が早まるとも言われており、今後早急な防災対策や、防災関係機関と連携した様々な訓練の実施や組織の強化、さらには住民の防災意識の向上を図っていくことが大切であると思いを新たにしました。

終わりに、過去、我国は、関東大震災や第二次世界大戦の終戦、16年前の阪神淡路大震災など幾度の苦難を経験してまいりました、その度にお互い助け合い、最高の資質を発揮し復興を遂げてまいりました。今回も国の総力を投じあらゆる支援策を講じて、一

日も早い被災地の復旧、復興を願い報告とさせていただきます。

阿部吉馬議員



『自然災害に町村はどう対応すべきか?』

テレビ報道等にアドバイザーとして数多く出演をいたしてあります、防災システム研究所所長の山村武彦氏の講演を拝聴させて頂きました。

現場主義を掲げ、内外の災害、テロ、事件事故などの現地調査130回以上という経験を踏まえた講演は聞く者を引きつけ納得させる内容であったと思います。

伊方町を考えたとき、津波も不安であるがより地震対策が必要である感否めない事案であると思われれます。山村講師曰く『地震イコール机の下ではなく、小さな揺れで安全ゾーンへ』又、安全ゾーンとは「転倒落下物の少ない、閉じこめられない場所」なるほどだと思ひ、災害時の避難場所設定に重要な言葉だと納

得。

従来の防災組織図は、自助・共助・公助の連携であったが、これらの中心に『近助の精神』を入れるべきであると解説されました。

『近助の精神』とは、災害時にはまず自分が助からないといけません、隣に安否確認をして避難を呼びかけ合うことが必要等の意味であります。

その他、住民自身の立ち位置の意識改革『守られる人から、守る人へ』意識を変えることにより、災害時に直面したとき、すぐむ足が一步踏み出すことができるようになります。など、多くの教訓を頂きました。

今後の、伊方町防災、危機管理に生かしてゆけたらと強く感じると同時に、このような会を町民の皆様と共有できるように努力をしなければと意を新たにいたしました。



委員会（協議会）報告

月 日	委員会（協議会）	概 要
9月9日	議会運営委員会	第26回定例会の運営について
9月16日	議員全員協議会	条例の制定等について 平成22年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 平成22年度愛媛地方税滞納整理機構の徴収実績について 地域密着型介護保険施設整備事業について 第3期障害福祉計画について 伊方町水道事業給水区域の追加について 指定管理者の募集について ①伊方町デイサービスセンター ②伊方製氷施設 ③瀬戸製氷施設 ④瀬戸農業公園 ⑤瀬戸アグリトピア ⑥伊方町農水産物処理加工施設 ⑦伊方町観光物産センター 政治倫理審査会委員の選任協議について 伊方町学校再編計画について その他
9月22日	議員全員協議会	台風15号による漁港内漂流物除去について その他
9月26日	議員全員協議会	平成22年度一般会計等決算審査
10月26日	総務文教委員会協議会	伊方町学校給食センター視察

議 会 日 誌

<p>8月8日 決算審査・例月現金出納検査（監査委員）</p> <p>15日 愛媛県戦没者追悼式（松山）</p> <p>25日 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会定例会（大洲）</p> <p>26日 伊方町バレーボール教室</p> <p>31～9月1日 全国原子力発電所立地市町村議会議長会意見交換会（東京）</p> <p>1日 南予水道企業団9月議会定例会（宇和島）</p> <p>9日 議会運営委員会 例月現金出納検査（監査委員）</p> <p>16日 議員全員協議会</p> <p>22日 第26回定例会・議員全員協議会</p> <p>26日 議員全員協議会（決算審査）</p> <p>28日 第26回定例会</p> <p>29日 第7回伊方町老人クラブ連合会スポーツ大会</p>	<p>10月2日 第6回伊方町社会福祉大会</p> <p>3日 県町村議会議長会第2回臨時会（松山）</p> <p>6～7日 第21回町村監査委員全国研修会（東京）</p> <p>11～12日 全国原子力発電所立地市町村議会議長会幹事会（東京）</p> <p>12日 定期監査・例月現金出納検査（監査委員）</p> <p>13日 長野県佐久市議会行政視察</p> <p>18日 鳥取県大山町議会行政視察</p> <p>26日 総務文教委員会協議会</p> <p>27～28日 全国原子力発電所立地市町村議会議長会役員会（東京）</p> <p>11月4日 伊方原子力発電所環境安全管理委員会（松山） 県町村議会議長会第3回臨時会（松山）</p> <p>7日 議会だより編集委員会</p> <p>10～11日 第2回町議会議員研修会（徳島）</p>
--	--